破産手続廃止

平成２３年（フ）第１１４８号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番348―503号、前住所大阪府富田林市津々山台２丁目８番１号―106
破産者　チームアドヴァンこと　片山　市呂
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０５５４号
東京都港区芝３丁目31番２号
破産者　オープンインタフェース株式会社
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９４６号
東京都港区西麻布１丁目15番１号
破産者　株式会社ちゃんと
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８７８号
東京都港区南青山２丁目11番13号南青山ビル４Ｆ
破産者　株式会社Ｎ―ＴＹＰＥ
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４号
長野県佐久市下越230番地10
破産者　丸山とも子
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第３２９６号
札幌市白石区平和通２丁目南６番４号
破産者　株式会社條野工務店
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４１号
北海道旭川市末広４条８丁目１番３号
破産者　太田　孝司
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５８号
神奈川県横浜市中区本牧原21番６―803号
破産者　木阪　修二
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１３号
群馬県高崎市請地町48番地
破産者　有限会社ベストビルド
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４４７号
埼玉県熊谷市宮前町１丁目１番地
破産者　有限会社サムコンフォート
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第2号
千葉県茂原市小轡1033番地２
破産者　株式会社プラセス
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第７８７４号
東京都台東区台東１丁目32番８号
破産者　株式会社メル・ポスネット
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８３４５号
東京都練馬区豊玉上２丁目27―23―501
破産者　河野　隆弘
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２２９号
福岡県大川市大字一木942―５
破産者　津村恵里子
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７９９号
東京都練馬区石神井町４丁目17―６　松本方
破産者　芳賀　幾雄
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１３５号
東京都千代田区内神田１丁目２番１号
破産者　株式会社オーロラ
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１７３号
東京都中央区日本橋中洲４―13―903
破産者　青木　一宰
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３号
神奈川県横須賀市公郷町１丁目43番地、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横須賀市公郷町１丁目55番地14
破産者　フジ・クリエイト有限会社
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１８４号
岐阜県多治見市松坂町４丁目８番地の126
破産者　楠野　史久
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第６０９号
静岡県焼津市中港５丁目14番７号
破産者　東海石材工業株式会社
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７１８号
静岡県焼津市三ケ名771番地の１
破産者　有限会社翔喜
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６７４号
愛知県春日井市柏井町７丁目２番地の６
破産者　有限会社野ケ峯工務店
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部